

意見書

(平成15年度第9回再評価審査)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成16年1月21日に開催した平成15年度第5回三重県公共事業評価審査委員会において、県より森林整備事業4箇所、下水道事業1箇所、海岸環境整備事業1箇所、水道事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、県及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 森林整備事業

1番 県営林道開設 はるあいつ 波留相津線

37番 県営林道開設 みむねつぼねがたけ 三峰局ヶ岳線

38番 県営林道開設 のまたごえ 野又越線

39番 県営林道開設 みわかたがわ 三和片川線

1番については、平成10年度に事業着手し、5年を経過して継続中の事業である。37番については平成5年度に、38番については平成3年度に、39番については昭和49年度に事業着手し、平成10年度に再評価対象事業として一度再評価を行った事業であり、その後5年を経過して継続中の事業である。審査を行った結果、事業継続を了承する。

ただし、次の点について意見を付するものである。

一、生活道路として共有する林道の幅員を変更する際、車両などの安全な通行に配慮されたい。

一、林道事業が、森林の公益的機能をさらに一層発現し、また、木材生産がより活発になり、林業振興に直接寄与する取り組みを総合行政として具体的に検討されたい。

(2) 下水道事業 [市町村事業]

1 1 3 番 豊津川都市下水路

1 1 3 番については、昭和5 1 年度に事業着手し、平成9 年度から平成1 3 年度まで休止して現在継続中の事業である。審査を行った結果、事業継続を了承する。

(3) 海岸環境整備事業

6 番 島勝地区

6 番については、平成4 年度に事業着手し、概ね1 0 年を経過して継続中の事業である。平成1 5 年9 月2 日に開催した第2 回三重県公共事業再評価審査委員会で審査を行った結果、離岸堤（潜堤）延長の必要性につて判断できる資料が不足していた。このため、平成1 5 年1 2 月1 5 日に開催した第3 回三重県公共事業再評価審査委員会で再審査を行ったところ、第2 回三重県公共事業再評価審査委員会において提出された資料と不整合であったこと、並びに、潜堤の施工による湾内の生物環境への影響について説明不足であった。今回、第5 回三重県公共事業評価審査委員会において再々審査を行った結果、潜堤の必要性が認められたため、事業継続を了承する。

ただし、次の点について意見を付するものである。

一、当初、農地を守るという事業採択の重要な目的は、計画当時から農業生産額がゼロであったことを考慮すると、当事業は海浜造成が目的であったと考えられる。このことは、事業採択時に事業目的を歪曲してとらえるという行政の姿勢に甘さがあったものと指摘するものである。このため、今後は、このようなことの無いよう的確な事業計画に努めるとともに、当事業については、地域住民との連携に努めつつ、設置した施設を有効活用し、地域の活性化に資するよう強く求めるものである。

一、審査の度に残事業計画の説明に変更があったのは遺憾である。今後、残事業計画の内容について、可能な限り精度の高い説明を求めるものである。

一、海浜の生物環境および水質環境への影響については、今後も、追跡調査を実施し、その保全に努めるとともに具体的に取組みたい。

(4) 水道事業

3 番 伊賀用水供給

3 番については、平成1 0 年度に事業着手し、5 年を経過して継続中の事業である。平成1 5 年1 2 月1 5 日に開催した第3 回三重県公共事業評価審査委員会で審査を行った結果、水道事業の代替案について説明資料が不足しており、残事業計画の妥当性を判断できなかった。そこで、平成1 6 年1 月1 3 日に第4 回三重県公共事業評価審査委員会を開催し現地で当該市町村の水道事業についてヒアリングを行った。この情報を踏まえ、第5 回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、当事業の必要性が認められたので事業継続を了承する。

ただし、次の点について意見を付するものである。

一、水源計画において、代替案も含め不確定要素が多い。したがって、今後、川上ダムを水源とする現行計画に変更が生じる場合は、事業計画を変更するとともにすみやかに再評価を実施して県民に説明責任を果たすよう求めるものである。なお、この変更事業計画を作成する場合には、その時点での既設の施設の有効活用を含め、今後計画する施設と整合性を保つように努められたい。

(5) 総括意見

一、今後の再評価におけるコスト縮減の評価については、具体的な縮減額を示されたい。
一、今後、事業を継続するに当たり大幅な単価上昇の原因解明とともに、その対策について検討されたい。

意見書

(平成15年度第1回事後評価審査)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成16年1月21日に開催した平成15年度第5回三重県公共事業評価審査委員会において、県よりかんがい排水事業1箇所、地すべり対策事業1箇所、海岸事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) かんがい排水事業

501番 長島北部

501番については、昭和62年度に事業着手し平成9年度に完了して5年を経過した事業である。審査を行った結果、県の事後評価結果の妥当性を認める。

ただし、次の点について意見を付するものである。

- 一、工期の延期について原因を究明し、今後の事業への具体的な対策を検討すること。
- 一、今後の資料作成に当たり専門用語については解説を付ける等、県民にわかりやすいものとする。

(2) 地すべり対策事業

502番 欠田地区

502番については、平成6年度に事業着手し平成11年度に完了して概ね5年を経過した事業である。審査を行った結果、県の事後評価結果の妥当性を認める。

ただし、次の点について意見を付するものである。

- 一、事業効果の確認のため、モニタリング指標を工夫する等により継続的な観測を行うとともに、観測データの住民への情報提供について手法を検討すること。

一、アンケートの設問について不適切なものが見受けられる。今後アンケートの設問については十分な検討を行うこと。

(3) 海岸事業

503番 浜島港海岸

503番については、昭和61年度に事業着手し平成11年度に完了して概ね5年を経過した事業である。審査を行った結果、県の事後評価結果の妥当性を認める。

ただし、次の点について意見を付するものである。

一、地元との協議について、事業推進のためだけでなく、地域振興につながるような関係者との協議も行い計画を策定すること。

(4) 総括意見

今後の事後評価について次の点について意見を付するものである。

一、事後評価箇所の選定理由を明確にすること。

一、アンケートについて、アンケート用紙は必ず添付し、各質問項目について目的を明確にするとともに、結果については十分な考察、検証を行うこと。

一、アンケートで出てきた課題について、住民にフィードバックする手法を構築すること